

舞鶴市乳幼児教育ビジョン (素案)

2023年10月

舞鶴市・舞鶴市教育委員会

乳幼児教育ビジョン 改訂(案) 目次

はじめに

舞鶴市乳幼児教育ビジョン体系図

第1章 乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨

- 1 乳幼児教育ビジョン策定の趣旨 1
- 2 乳幼児教育ビジョン改訂の背景 1
- 3 乳幼児教育ビジョン改訂の趣旨 2
- 4 乳幼児教育ビジョンの位置づけと計画期間 2
 - (1) 位置づけ
 - (2) 計画期間
- 5 国の動向～こどもに関する施策～ 4
 - (1) こども家庭庁とこども基本法
 - (2) こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会と幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なヴィジョン(仮称)
 - (3) 幼保小の架け橋プログラム
- 6 乳幼児教育の基本的な考え方 7
 - (1) 環境を通して行う教育～乳幼児教育の基本～
 - (2) 乳幼児期の生活と遊び
 - (3) 育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第2章 育てたいこども像と基本理念

- 1 育てたいこども像と育てたい力、育てたいこころ 12
 - (1) 主体的に取り組むこども
 - (2) 自分も友達も大切にすること
 - (3) 意欲的に遊ぶこども
- 2 基本理念 14
 - (1) 主体性の育成
 - (2) 自己を肯定するこころの育成

第3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針

- 1 保育所・幼稚園・認定こども園における質の高い乳幼児教育の充実 16
 - (1) 育みたい資質・能力の育成
 - (2) 主体性の尊重
 - (3) 土台となるからだところの育成
 - (4) 一人一人の発達に応じた支援
 - (5) 保育者の質の維持・向上
- 2 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校との連携・接続 20
 - (1) 学びを深める、学びをつなぐ連携活動
 - (2) それぞれの学びの充実
 - (3) 園・校種を越えた次世代育成
- 3 家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園との連携・接続 21
 - (1) 安心できる居場所としての家庭
 - (2) つながり支え合う地域社会
 - (3) 子育てのパートナーとしてのつながり

第4章 質の高い乳幼児教育の推進に向けて

- 1 乳幼児教育ビジョンを推進するための体制 24
 - (1) 乳幼児教育センターの役割
 - (2) 行政部署の連携
- 2 質の高い乳幼児教育の研修・研究 24
 - (1) 乳幼児教育の質の維持・向上
 - (2) 架け橋プログラムの研究
- 3 保育所・幼稚園・認定こども園、家庭、地域との連携と情報発信 25

乳幼児教育とは、0歳から就学前の子どもの教育・保育を意味し、保育所・幼稚園・認定こども園だけでなく家庭や地域も含む、乳幼児が生活するすべての場において行われる教育・保育を総称したものです

第1章 乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨

1 乳幼児教育ビジョン策定の趣旨

本市では、舞鶴市教育振興大綱において「ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって将来を切り拓く子ども」を育てるため、「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」を基本理念に掲げ、とりわけ0歳から就学前の乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる最も大切な時期であることから、乳幼児教育の質の維持・向上に向けた取組を積極的に進め、小学校や中学校へつなげる教育の充実を目指しています。

この実現に向けては、乳幼児期のこどもの育ちと学びの特性を踏まえ、乳幼児期の終わりまでに育てほしいこどもの姿、乳幼児期に大切にしたいことを、市民全体で共有し、家庭、地域、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）、小学校、中学校、行政等がそれぞれの役割を認識したうえで、連携しながら取組を進めていくことが重要となります。このため、舞鶴市乳幼児教育ビジョン（以下、「ビジョン」という。）を策定し、これに基づいて様々な施策を展開していくものであり、特に、保育所・幼稚園・認定こども園（以下、「園」という。）は、乳幼児教育の専門職を擁する施設として重要な役割を担っていることから、質の高い乳幼児教育の実践をはじめ、園に通っていないこどもも含めた家庭や地域との連携、学校への育ちと学びの接続等について、共有すべき考え方や方向性を明確化したものです。

2 乳幼児教育ビジョン改訂の背景

ビジョンの策定から8年、最初の改訂から5年が経過し、こどもを取り巻く環境や社会は大きく変化しています。特に、2020年（令和2年）から2023年（令和5年）にかけては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う行動制限があり、園では休園や行事の中止、マスクの着用、黙食など、これまでに経験したことのない3年間となりました。そうした背景もあり、子育て家庭にとっては、子育てへの不安や孤立、虐待、貧困といった問題がさらに深刻となっています。また、核家族化はもとより、少子化は加速しており、国全体の大きな課題となっています。昨今では、園における事故等の安全管理や不適切な保育等も全国的な問題となっており、改めて、こどもの命と権利を守るという基本を確認する必要があります。

一方で、園や学校等におけるICT化が進み、こども達が日々ICT機器に触れ、インターネットを活用するようになり、学び方も変化してきています。乳幼児教育におけるICTの活用についても、その使い方や影響について注視していく必要があります。

こうした大きな社会の変化を受けて、国においては、“こどもまん中社会”の実現に向け、こどもの権利とウェルビーイングの観点から政策を行う「こども家庭庁」が、令和5年4月に発足されました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」（令和4年法律第77号）（資料〇）も令和5年4月に施行されました。

本市においても、国と同様、出生数は減少し、少子化、人口減少が大きな課題となっています（資料〇参照）。このような中、ビジョンが2023年度（令和5年度）に計画期間を終えることから、改めて、未来を担うこどもをどのように育てていくのか、0歳から就学前の乳幼児期が生涯に渡る人格形成の基礎を培う重要な時期だからこそ、その基本的な考え方や方向性を示していきたいと考え、改訂を行いました。

3 乳幼児教育ビジョン改訂の趣旨

本市の乳幼児教育の方向性を示すビジョンの根幹でもある「育てたい子ども像」「育てたいところ」「育てたい力」と「基本理念」については、策定時の趣旨も踏まえて、継承していきます。さらに具体的な「基本方針」については、昨今の国の子どもに関する施策や保育・教育の新たな動向を反映させ、また、園や学校の代表者で構成する「舞鶴市乳幼児教育ビジョン改訂に関するワーキンググループ」において議論された内容も加味して記しています。

質の高い乳幼児教育を目指すためには、保育者の育成が欠かせないことから、保育者の育成に関する指標と研修について示した「保育者研修・育成指標」もビジョンの中に記すこととしました。

4 乳幼児教育ビジョンの位置づけと計画期間

(1) 位置付け

本市の子ども・子育て支援や教育の方向性を示した下記の計画等との整合性を図りながら、進めます。また、園の乳幼児教育においては、「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(以下、「指針・要領」という。)に基づいて保育・教育が行われることから、その整合性を図ります。

【舞鶴市総合計画】

舞鶴市総合計画では、「次代を担う若者や子どもたちに夢と希望を お年寄りには感謝を ～未来に希望がもてる活力あるまちを目指して～」を基本理念としています。第7次後期実行計画(2023年8月～2027年3月)では、「未来に希望がもてる活力あるまち・舞鶴の再生」をまちの将来像に掲げ、本市が有する人の知恵と力を最大限に活かし、新たな時代に向けた舞鶴を創造することにより、希望を次世代に継承できるまちの実現を目指し、子育て環境と教育の充実を図ります。

【教育振興大綱】

「ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって将来を切り拓く子ども」を目指し、基本理念「0歳から15歳までの切れ目ない質の高い教育の充実」に取り組んでいます。

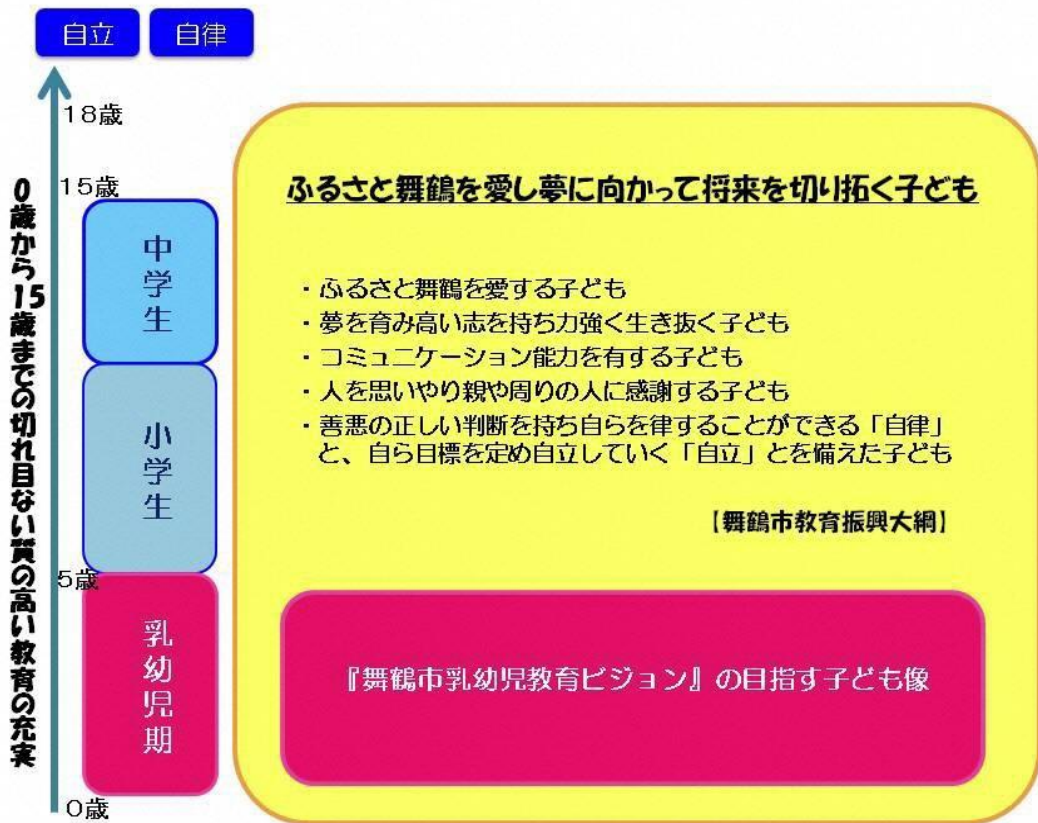
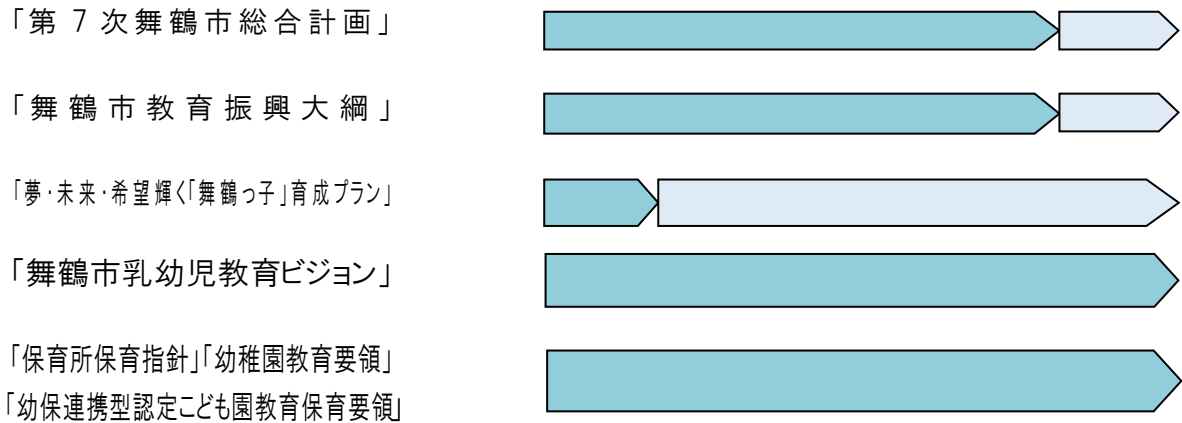
【夢・未来・希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン】

「自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する『舞鶴っ子』」の育成を目指し、「子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれるまちづくり」を政策目標として、「親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメントの向上」「子どもの健やかな育ちを支える支援」「配慮が必要な子どもと家族等の支援」「身近な地域での子育て支援・青少年の生長支援の推進」に取り組んでいます。

(2) 計画期間

2018年(平成30年)4月に施行された指針・要領は10年ごとに改訂(定)されることから、その整合性を図るため、計画期間は、2028年度までの5年間とします。

2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
------------	------------	------------	------------	------------



5 国の動向～子どもに関する施策～

(1) 子ども家庭庁と子ども基本法

子ども家庭庁は、子ども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)第3条において「心身の発達の過程にある者(以下、「子ども」という。)が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うこと」としています。「子どもまん中の社会の実現に向け、子どもの視点に立って意見を聴き、子どもにとっていちばんの利益を考え、子どもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、子どもの権利を守るための政策に取り組む」ため設置されました。そして、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、その包括的な基本法として、子ども基本法が制定されました。

子ども基本法は、第1条において「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする」とされています。また、子ども基本法第2条において「子ども」とは、「心身の発達の過程にあるもの」と定義されています。全ての子どもについてその健やかな成長が図られる権利が保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「子ども」とひらがなで表記するとされています。本ビジョンにおいてもその趣旨を踏まえて、「子ども」と表記します。

そして、第3条においては、以下の6つの基本理念が示され、この考え方に基づいて様々な施策を実施していくこととなっています。これらを踏まえて、改訂を行いました。

子ども基本法

第三条 子ども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(2) こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会と幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(仮称)

これらの実現に向けては、こども家庭庁設置法第6条において、こども家庭庁にこども家庭審議会を置き、「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項、こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進に関する重要事項、こども及び妊産婦その他母性の保健の向上に関する重要事項、こどもの権利利益の擁護に関する重要事項を調査審議することや、関係法律の規定によりその権限に属された事項等を調査・審議等を行う」(第7条参照)こととしています。

こども家庭審議会には、こども家庭審議会令(令和5年政令第127号)第6条第1項の規定に基づき、本審議会の決定により、専門的かつ詳細な調査・審議を行う分科会・部会等をテーマごとに置くことができるとされています。そして、令和5年4月こども家庭審議会において幼児期までのこどもの育ち部会(以下、「育ち部会」という。)を設置し、おもに「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)の策定に関する事項」「保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領に関する事項」「その他、こどもの育ちのサービスに関する調査審議等(こどもの預かりサービスの在り方に関する議論を含む。)」を調査審議することとなりました。

特に、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」の策定については、令和4年度に「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会が開催され、論点整理がなされました。それらも踏まえながら、育ち部会において、こどもの誕生前から幼児期までの育ちと生涯にわたるウェルビーイングの向上を図るため、大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方などの検討がされています。そして、令和5年9月に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(仮称)」の策定に向けて(中間整理)～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング向上を図るために～(資料〇)が示されました。主な内容は以下の通りです。本ビジョンにおいても、これらの考え方や方向性を踏まえて改訂を行いました。

「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(仮称)」の策定に向けて(中間整理)～すべてのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支え生涯にわたるウェルビーイング¹向上を図るために～より抜粋

『育ちのビジョン』は、

◎「こども基本法の目的・理念にのっとり、多様なこどもの心身の状況、置かれている環境等に十分に配慮しつつひとしく、「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じてそれぞれのこどもにとって切れ目なく、こどものまわりの環境(社会)を捉えながらその心身の健やかな育ちを保障する」ものである

◎「すべての人で共有したい理念と基本的な考え方を示す羅針盤として位置付けること」が必要である

◎「次代の社会を担うすべてのこどもの権利を守り、すべての人の関心及び理解を増進するなど社会の認識の転換を図るとともに、こども大綱²に基づくこども施策の推進等を通じてすべての人の具体的な取組を推進すること」につなげる

◎「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」の時期からすべてのこどもの生涯にわたるウェルビーイング向上を図ること」を目指す

<すべて人と共有したい理念>

◎すべてのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている

- ◎すべてのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている
- ◎こどもの声(思いや願い)が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている
- ◎子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える

<乳幼児期のこどもの思いや願い>

乳幼児は、安心したい、満たされたい、関わってみたい、遊びたい、認められたい、といった思いや願いを持ちながら、まわりの環境(社会)との関係の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビーイングの基盤を築いており、乳幼児はこのような思いや願いを持っているという視点で整理した。

安心したい～身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合うことで安心しながら育つ～

満たされたい～「食べたい」「寝たい」「かまってほしい」「愛されたい」などの思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムをつくりながら育つ～

関わってみたい～子ども同士のかかわりの中で、様々な感情を経験しながら、人とのかかわり方が培われたり、多様な人や環境(社会)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づいたりしながら育つ～

遊びたい～身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んだり、自然に触れて、体験して、絵本や地域行事などの文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含むあらゆる遊びと体験を通して様々なことを学んだりしながら育つ～

認められたい～周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がついたり、そうした経験から、他者への理解や優しさを育んだりしながら育つ～

<羅針盤としての5つのヴィジョン>

(1)こどもの権利と尊厳を守る～こどもの権利に基づき育ちの質を保障～

(2)「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める～乳幼児の育ちにはアタッチメント(愛着)³<安心>の形成と豊かな「遊びと体験」<挑戦>が重要～

(3)「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

(4)共に育つ保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

(5)こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

¹ウェルビーイング:身体的・精神的・社会的なすべての面を一体的に捉えた観点(バイオサイコソーシャルの観点)での幸福の概念を指している。

²こども大綱:こども基本法第9条に示されている通り、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの。「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化される。

³アタッチメント(愛着):こどもが怖くて不安な時などに身近なおとな(愛着対象)がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。

(3) 幼保小の架け橋プログラム

文部科学省においては、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」(以下、「特別委員会」という。)を設置し、全ての子供⁴に学びや生活の基盤を保障するための方策や、各地域において着実にこうした方策を推進するための体制整備等を中心に審議を行いました。そして、令和4年3月に「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料(初版)」を取りまとめるとともに、「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」(以下、「審議まとめ」という。)を取りまとめました。審議まとめは、「5歳児から小学校1年生までの2年間は「架け橋期」と称して焦点を当て、当該時期の教育(以下、「架け橋期の教育」という。)の重要性について、幼保小⁵の先生はもとより、家庭や地域をはじめ、子供に関わる全ての関係者に幅広く訴えることを目的」とし、この2年間に焦点を当て「子供の生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるためには、架け橋期の教育を一層充実していくことが必要」と示しています。

こうした架け橋期の教育の充実に向けては、「乳幼児期の子供それぞれの特性など発達段階を踏まえ、一人一人の多様性や0歳から18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することや「期待する子供像」「育みたい資質・能力」を共有していくこと、「幼保小が協働し、共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、架け橋期のカリキュラムを作成すること」などが示されています。

今後、架け橋プログラムに取り組むにあたり、それぞれの保育・教育の質の充実はもとより、これまでの取組をいかしながら、乳幼児期に育まれた育ちと学びをつなぐ内容にしていく必要があります。

⁴子供：審議まとめの中では「子供」と表記されているため、このまま活用しました。

⁵幼保小：本市は、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校のことを「保幼小」としているが、審議まとめの中では、「幼保小」としていることから同じ表記としました。

6 乳幼児教育の基本的な考え方

世界の目指すべき教育のあり方については、OECD(世界経済機構)教育とスキルの未来 Education 2030 プロジェクトにおいて、検討されてきました。

AI等の技術の進歩により、社会や経済、環境など様々な分野において、前例のない変化に直面し、未来は予測不可能になっています。こうした不確実な未来に向かって、目的をもって進んでいくためには、こどもは「好奇心や想像性、強靭さ、自己調整といった力をつけるとともに、他者のアイデアや見方、価値観を尊重したり、その価値を認めることが求められる。また、失敗や否定されることに対処したり、逆境に立ち向かって前に進んでいかなければならない。単に自分が良い仕事や高い収入を得ることだけでなく、友人や家族、コミュニティや地球全体のウェルビーイングのことを考えられなければならないのである。」と示されています。そのために必要なコンピテンシー⁶は、「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」とされています。これらは、2030年に大人になるこどもの未来と、全ての人のウェルビーイングのために協働し、持続可能な社会の実現を目指すものです。これらの内容は、2018年(平成30年)に改訂された学習指導要領にも反映され、さらに、乳幼児教育にもつながっています。

(1) 環境を通して行う教育～乳幼児教育の基本～

市内には、乳幼児教育を行う施設として、保育所、幼稚園、認定こども園があります。所管省庁は、保育所、認定こども園はこども家庭庁、幼稚園は文部科学省であり、それぞれ異なりますが、乳幼児教育の内容は、指針・要領において整合性が図られています。乳幼児期の教育は、こどもが「身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる」という幼児教育の見方・考え方を基本としています。園では、教育的な意図や発達、こどもの興味・関心をもとに環境を整え、幼児教育の見方・考え方をいかしながら、こどもがその環境に関わり、主体性を十分に発揮して展開する生活や遊びを通して、望ましい方向に向かってこどもの発達を促すようにすること、つまり環境を通して行う教育が基本となります。

ここで、大切にしたいのは、こどもが「自ら興味や関心をもって主体的に環境に関わりながら、様々な活動をし、充実感や満足感を味わう体験を重ねる中で、環境との関わり方や意味に気づき、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる」ことです。乳幼児教育が目指しているのは、指針や要領の解説にある通り、一つ一つの活動を効率よく進めることでも、保育者の計画通り行うことでもありません。こども自らが周囲に働きかけ自分なりに試行錯誤を繰り返し、いろいろな活動を生み出し、こどもの思いや必要感、興味によって連続性(繰り返し)を保ちながら展開されることが重要です。保育者主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人のこどもが保育者の援助のもとで主体性を発揮すること、つまり、主体はこどもであり、保育者は活動が展開されるように意図をもって環境を整えることが大切です。

(2) 乳幼児期の生活と遊び

① 乳幼児期にふさわしい生活

保育者との信頼関係、安心感に支えられた生活

乳幼児期は、周囲の大人に自分の存在が認められ、守られている安心感が情緒の安定につながり、自分を守り、受け入れてくれる大人との信頼関係もその発達を支えています。安定した情緒は、やってみたい、新たなことにチャレンジしたいと自分の世界を広げていくことや自立した生活へ向かうためのベースになります。

興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活

こどもの興味・関心から発した直接的で具体的な体験は、多くの学びがあり、様々な力を獲得していきます。そして、こどもに充実感や満足感を与え、それらがさらに興味や関心を高めていきます。こどもが主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにすることが大切です。

友達や人と十分に関わる生活

乳幼児期は、社会性が発達していく時期でもあります。自分以外の人存在に気づき、友達と遊びたいと関わりが盛んになり、その関わりを通して、自己と他者との違いに気づき、思いやりを深め、集団への参加意識を高めていきます。いざこざも含めて、互いに刺激し合い、様々なものや事柄に対して、さらに興味や関心を深め、意欲も高めていきます。

こうした乳幼児期にふさわしい生活をするのが大切です。

② 自発的な遊び

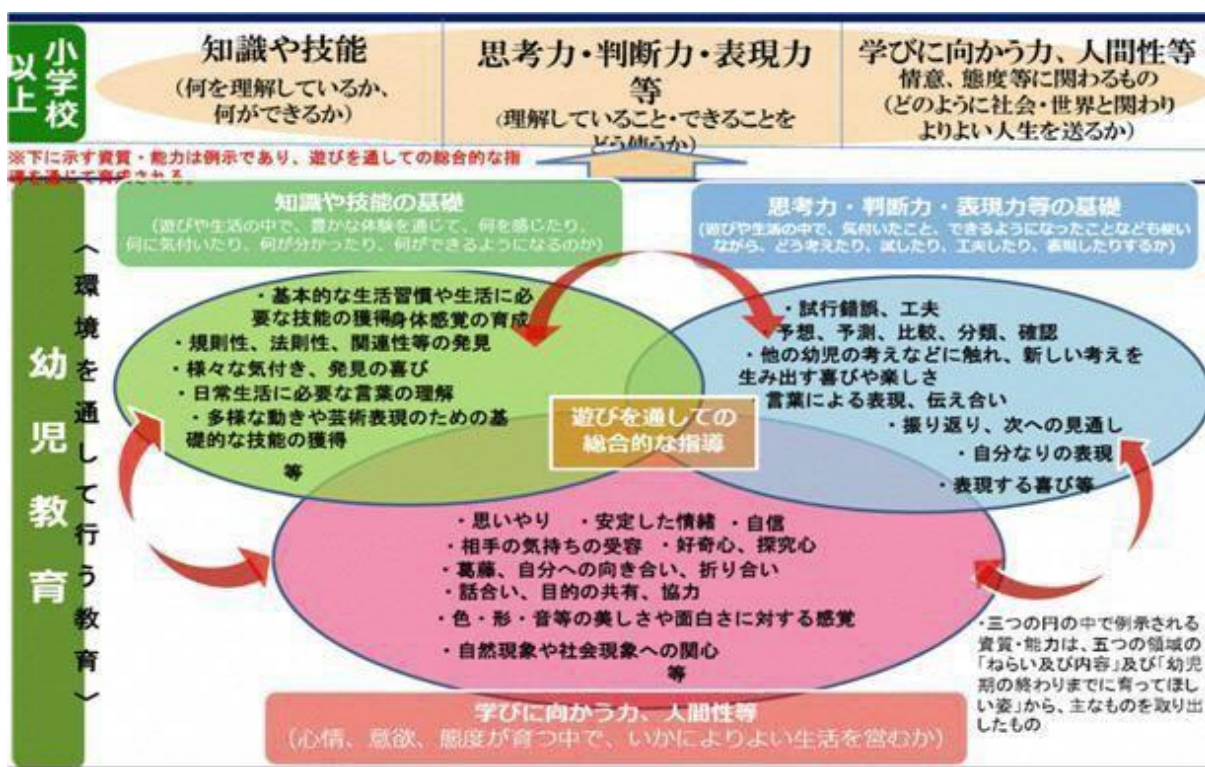
乳幼児期の生活のほとんどは、遊びによって占められていると言えます。遊びには、こどもの成長・発達にとって重要な体験が多く含まれています。こどもは遊びを通じて、環境と多様な関わり方をする中で発見したり、想像力を働かせたり、友達と共有したり、協力したりして、達成感や充実感、満

足感、挫折感、葛藤などを経験し、成長していきます。この場合、自発的な活動としての遊びであることが重要です。

(3) 育みたい資質・能力と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

① 育みたい資質・能力

園の乳幼児教育においては、生きる力の基礎を育むため、知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性等の3つの資質・能力を育むこととされています。この育みたい資質・能力は、小学校以降の教育にもつながっているとされていますが、小学校教育の前倒しではなく、遊びや生活、体験の中で育まれていきます。また、個別に発達していくものではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくことから、遊びを通じて一体的に育まれます。



平成29年度幼児教育指導者養成研修 資料より

- ◎豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - ◎気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - ◎心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 指針・要領より

② 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿は、園において、指針・要領に示されている五つの領域のねらいや内容に基づいて行われる活動全体を通じて資質・能力が育まれているこどもの5歳児修了時の具体的な姿です。この姿は、到達するべき目標ではなく、個別に取り出されて指導

するものでもありません。乳幼児教育は、環境を通して行う教育であり、こどもの自発的な遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらは育っていくものであり、全てのこどもに同じように見られるものでもありません。また、5歳児になって突然見られるものでもなく、0歳から乳幼児が発達していく方向性を示しており、それぞれの時期にふさわしい遊びや経験を重ねていくことで育まれていきます。

(1) 健康な心と体

園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協働性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気づき、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

指針・要領より

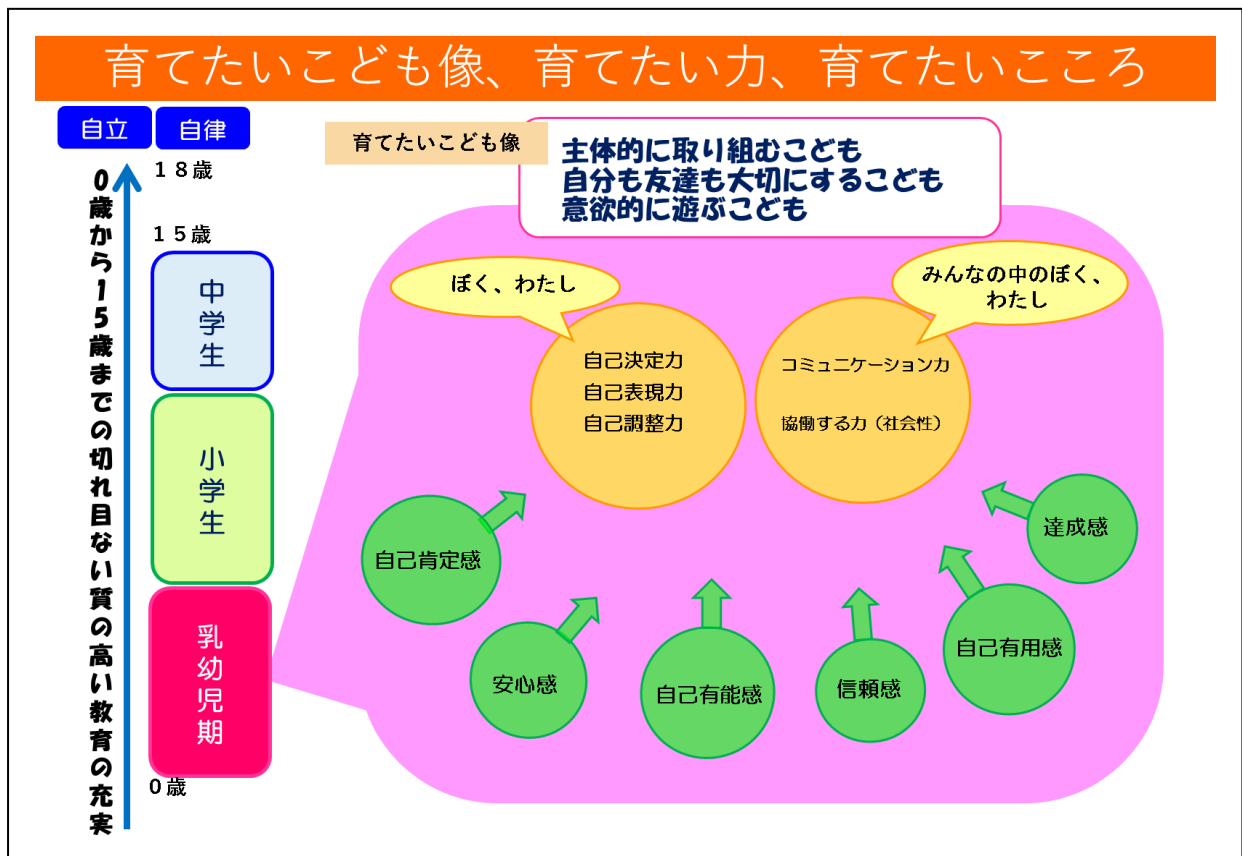
⁶コンピテンシー：単なる知識や能力だけでなく、技能や態度も含む様々な心理的、社会的なリソースを活用して、特定の文脈の中で複雑な要求に(課題)対応する力。

第2章 育てたい子ども像と基本理念

1 育てたい子ども像と育てたい力、育てたいところ

次世代を担う「すべての子どもが、その権利が守られ、将来にわたって ウェルビーイングな生活を送ることができる社会の実現」に向け、本ビジョンも子どもの権利を守り、子どもの主体性を尊重し、子どもの心身の健やかな育ちを育むため、以下のことを大切にします。

本市では、「主体的に取り組む子ども」、「自分も友達も大切にすることも」、「意欲的に遊ぶ子ども」の3つを育てたい子ども像として掲げ、自己決定力、自己調整力、コミュニケーション力等の育てたい力と安心感、信頼感、自己肯定感等の育てたいところを育み、将来、自分で生きていく、自分で考えて行動していくという二つの「自立・自律」を備えた子どもを育成します。これらは、指針・要領に示されている「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい力」にもつながっています。



(1) 主体的に取り組む子ども

自分で考え、判断し、行動する「自己決定力」、自分の思いや考えを伝える「自己表現力」、集中し、根気強く取り組み、工夫し、見通しを持つ「自己調整力」を育み、自らが主体となり、遊びや生活等すべてにおいて主体的に取り組む子どもを育成します。

「ぼく、わたし」とは…主体的・意欲的な自分

【育てたい力】

- ◆ 自分で考え、判断し、行動する力「自己決定力」
- ◆ 自分の思いや考えを伝える力「自己表現力」
- ◆ 集中し、根気強く取り組み、考え工夫し、見通しを持つ力「自己調整力」

(2) 自分も友達も大切にすることも

自らの主体性を尊重され大切にされたことは、自分も大切に、友達の主体性も尊重し、大切にすることができます。友達との遊びや体験の中で、人と関わりながら、あいさつをする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、友達の思いを聞く、話し合うという「コミュニケーション力」、ルールや約束を守ろうとする(規範意識)、認め合う、友達を思いやる、自分の気持ちをコントロールしようとする「協働する力(社会性)」を育みます。

コミュニケーション力や協働する力を育み、自分も友達も大切にすることも育成します。

「みんなの中のぼく、わたし」とは…友達や集団の中の主体的・意欲的な自分

【育てたい力】

- ◆ 挨拶をする、感謝や謝罪等の自分の思いや考えを伝える、相手の思いを聞く、話し合うという「コミュニケーション力」
- ◆ ルールや約束を守ろうとする(規範意識)、認め合う、友達を思いやる、自分の気持ちをコントロールしようとする「協働する力(社会性)」

「みんなの中のぼく、わたし」が、共通の目的に向けて友達と力を合わせながら、協働的に遊ぶ体験を通して、学びに向かう力(意欲、集中力、持続力等)を育みます。

(3) 意欲的に遊ぶことも

これら「ぼく、わたし」、「みんなの中のぼく、わたし」は行きつ戻りつ、相互作用し合いながら育っていきます。興味や関心を持って、様々なものや人、自然事象等(環境)と関わりながら、意欲的に遊ぶことも育成します。

そして、育てたい子ども像、育てたい力を育むためには、安心できる居場所で信頼できる人と「安心感」「信頼感」を育むことが大切です。また、やりたいことをやる中で「達成感」を感じ、自分のことが好きと感じる「自己肯定感」、自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」、自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」を育むことが大切です。

「ぼく、わたし」「みんなの中のぼく、わたし」の力を育む基盤となることを育てます。

【育てたいところ】

- ◆ 安心できる居場所で「安心感」を抱くこと
- ◆ 信頼できる人と過ごす中で「信頼感」を持つこと
- ◆ 自分のやりたいことをやる中で「達成感」を感じる
- ◆ 自分のことが好きと感じる「自己肯定感」
- ◆ 自分もできる、やればできると感じる「自己有能感」
- ◆ 自分が人の役に立った、人から認められたと感じる「自己有用感」

主体性を育む乳幼児教育の推進

～みんなでつながり育む舞鶴のこども～

「育てたいこども像、力、こころ」で示した姿を実現するために、家庭・地域・保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・行政等、こどもを取り巻く全員が認識を共有し、「主体性を育む乳幼児教育」を推進します。

(1) 主体性の育成

① 自己決定力、自己表現力、自己調整力の育成のために大切にしたい関わり

こどもをたった一人のかけがえのない存在としてありのままを受け止め、個性やよさを認め、ほめることが大切です。一人一人違っていい、いろいろな子がいて楽しいと感じられるよう、こどもへの理解を深め、個々の個性やよさ、得意なところを伸ばすように関わります。

こどもは、興味や関心を持つと「やりたい」「やってみたい」と自分から人やもの、環境に関わろうとします。その気持ちを尊重することが意欲を育てます。また、自分で考えて行動するためには、周囲の大人の指示や命令の言葉で行動するのではなく、こども自身が気付けるような関わりや言葉がけが必要です。

やりたい気持ちを尊重し、意欲を育て、自分で行動するために、周囲の大人は、言い過ぎない、答えを言わず見守る、自分で気付けるようなヒントを与えるなど、主体性を尊重した関わりを大切にします。

また、こどもは、年上の人に対する憧れと信頼の気持ちを持って大人を見ています。「おはよう」等の挨拶、「ありがとう」の感謝の気持ち、「ごめんね」の謝罪の気持ちは大人がモデルとなって、こどもに示し、大人自身が、ルールや約束、マナーを守ることを目指します。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| ◆ こども一人一人を理解する | ◆ こどもの思いや言葉を受け止める ほめる |
| ◆ 個性を認め、伸ばす | ◆ やりたい気持ち（意欲）を尊重する |
| ◆ 自分で行動をおこすような声かけや関わりをする | |
| ◆ 大人がモデルになる（挨拶、マナー等） | |

② コミュニケーション力、協働する力(社会性)の育成のために大切にしたい関わり

自分の思いや考えを話すためには、周囲の大人が、こどもの言葉に耳を傾け、応答的にやり取りすることが大切です。伝えたい人、聞いてくれる人、応えてくれる人がいるから、こどもは話そうとします。伝えたい気持ちはコミュニケーション力の土台でもあります。また、相手の思いを聞くということは、自分が聞いてもらったという経験や体験がなければ、難しいことです。

自分の思いや考えを話したり、相手の思いを聞いたり、話し合いの機会をもち、保育所・幼稚園・認定こども園での友達同士や集団の中で、お互いが認め合えるよう、一人一人のよさ、得意なこと、発見したことや行動したことを周りに発信することにより、一人一人が輝く場面をつくっていきます。

また、集団生活の中でのルールや約束があることは理解していても、適応できるかどうかは年齢発達や個人差によるところもあります。大人に決められたルールや約束よりも、自分たちで話し合っただけの約束の方が主体的に意識もでき、より守ろうとします。

ルールや約束を守ろうという気持ち(規範意識)を育てるために、ルールや約束を守ることは 気持ちがよい、友達との遊びもより楽しくなるという経験や、どうしたら守れるかを、みんなで話し合う機会をもちます。

加えて、人に強要されて我慢するのではなく、自分から気持ちをコントロールする経験が必要です。集団の中でのけんかやトラブルはチャンスととらえ、相手の気持ちに気づき、よいこと悪いことを

判断する機会にし、自分の気持ちに折り合いをつけ、我慢をしなければならない経験も大切にします。

- ◆ こどもの言葉に耳を傾け、応答的にやり取りする
- ◆ 話し合う機会をもち、一人一人のよさや得意なこと、発見したことや行動したことなどを周りに発信する
- ◆ ルールや約束をこどもと決め、どうしたら守れるか話し合う機会をもち
- ◆ 相手の気持ちに気づき、自分の気持ちに折り合いをつける機会をつくる

(2) 自己を肯定するこころの育成

① 自己肯定感、自己有能感、自己有用感、達成感の育成のために大切にしたい関わり

「自己肯定感」を高めるためには、一人一人のよさを見つけ、ほめることが大切です。また、ほめられることで、「自分もできる、やればできる」という「自己有能感」を感じ、自分に自信をもつことにつながります。

やりたいことが自分なりにうまくいき、満足でき、周囲の人に認められることで「達成感」が得られます。さらに、「人の役に立つ自分、人に認められる自分」という「自己有用感」を感じることができ、この「誰かのために…」という気持ちは、将来、地域や社会のために役立ちたいという気持ちにもつながります。

こどもをほめたり、認めたりする関わりを大切に、主体性を育成するための基盤となる「自己肯定感、自己有能感、自己有用感、達成感」を育てます。

- ◆ 頑張っているところやしてくれた行動を見つけて、ほめる
- ◆ ありのままを認める

② 安心感・信頼感と愛着の形成のために大切にしたい関わり

愛着とは、人と人との間で形成され、相手と一緒にいることを望み、一緒にいることで大きな安心感、満足感を感じられる関係とされています。愛着には、自分が働きかけると相手が応えてくれ、心地よさを与えてくれるという「相互的な関係」と、自分は周囲に温かく受け入れられているという「情緒的満足感」、不安な時、求めている時、だっこやスキンシップ等の「身体接触的關係」という要素が不可欠です。

こどものこころの健やかな育ちのためには適切な「愛着」形成が重要であり、将来にわたる人への信頼感の出発点となります。

周囲の大人との信頼関係を深めるためには、信頼されていることがこどもに感じられるように見守ることや、「失敗しても大丈夫」「間違えてもいいんだよ」とありのままを受け止めることにより、安心して何でも言える雰囲気づくりに努めるなど、(1)「主体性の育成」で示した関わりを大切にする必要があります。

家庭では、一緒に遊ぶ、こどもとの会話を心がける、ほめる、時間は短くても触れ合う機会(手をつないで歩く、抱っこをする等)をもつなど、各家庭に合ったつながりを大切に、安心・安定できる居場所となることを目指します。また、保育所・幼稚園・認定こども園では、一人一人のこどもの思いや言葉を受け止め、保育者との愛着・信頼関係を築き、こどもが安心して過ごせる居場所となることを目指します。

- ◆ 大人との愛着形成・信頼関係をつくる
- ◆ 見守り、ありのままを受け止める
- ◆ 安心・安定できる居場所をつくる

第3章 本市の目指す乳幼児教育の基本方針

1 保育所・幼稚園・認定こども園における質の高い乳幼児教育の充実

保育所・幼稚園・認定こども園では、指針・要領に基づいて、「第1章乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨 6乳幼児教育の基本的な考え方」の通り、保育・教育が行われます。乳幼児期の保育・教育は、「環境を通して行う教育」であることを基本とし、以下のことを重視することとしています。

- ◎安心感・信頼感をもっているいろいろな活動に取り組む体験
- ◎幼児期にふさわしい生活～安定した情緒のもと、自己発揮、主体的な活動～
 - ・保育者との信頼関係、安心感に支えられた生活
 - ・興味や関心に基づいた直接的、具体的な体験が得られる生活
 - ・友達や人と十分に関わる生活
- ◎遊びを通じて総合的な指導
 - ・自発的な活動としての遊び
- ◎一人一人の発達の特性に応じた指導
 - ・一人一人に応じて こども理解

本市における乳幼児教育ではこれらを踏まえつつ

こどもがまんなか こどもを主体に こどもから発信

を大切にします。こどもの興味・関心をもとに環境を整え、**こどもが主体的に環境と関わりながら、気付いたり、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりして、夢中になって遊び込むこと**を大切にします。

(1) 育みたい資質・能力の育成

指針・要領に示されている乳幼児教育において育みたい資質・能力においては、以下のことについて特に重要と考えています。以下、保育者⁷の大切にしたい関わりについては、下線で表すこととします。

① 気付き・発見～知識・技能の基礎

乳幼児期には、五感(視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚)を通じて、直接的な体験をすることが大切です。こどもは、様々なものを見たり、触れたりして感じることで気付いたり、発見したりしています。その**気付きや発見に保育者が共感したり、認めたり、周りに発信したりして関わること**で満足感や充実感を味わうことにもつながります。

② 考える、試す、工夫する、夢中になる体験と対話～思考力・判断力・表現力等の基礎

気付いたり、発見したりしたことから、「なぜだろう」と不思議に感じたり、「知りたい」と好奇心をふくらませ調べたり、予測したり、試したり、工夫したりして、夢中になる体験を大切にします。特に、土、砂、水、草花などの自然は、こどもの体験を豊かにしてくれます。日本には四季があり、季節ごとに様々な変化があり、その時々々の気付きや発見から、考えたり、試行錯誤したりして様々な遊びが生まれます。

本市は、海や川、山などの自然に恵まれており、自然と触れ合う体験も子どもの興味・関心に応じて取り入れていくことが大切です。そして、子どもが何度も試行錯誤を繰り返すためには、十分な時間と空間(場所)、寄り添ってくれる保育者や友達の存在も重要です。園や保育者は、子どもが夢中になって遊び込むための環境を整えることが大切です。

また、気付いたり、発見したり、不思議に感じたりしたことなどを子ども自身の言葉で伝えたり、友達の考えを聞いたりすることで、新たな考えを生み出すことにもつながります。遊びの後や1日の終わりには、子ども同士で対話をする機会をもち、遊びを振り返ったり、次への見通しをもったりすることも大切です。この時、保育者は、子どもの言葉をよく聞いて対話しながら、子どもの発想を認めたり、肯定的に受け止めたりして、子どもの考えが深まるように関わります。そして、子どもの伝えたい、聞きたいという気持ちを大切にした対話を心がけます。

③ 安心して過ごせる居場所、「楽しい」という気持ち、「やってみたい」という意欲～学びに向かう力・人間性等

子どもにとって生活の場でもある園では、心地よく、気持ちよく過ごすことが基本です。それは、衛生面や安全面での安心・安全だけでなく、子どもの心が安定し、心地よく、気持ちよと感じられることが大切です。子どもは、安心してはじめて、自分のやりたいこと、好きなことを見つけて自己発揮することができます。

特に、0歳から2歳頃にかけては、特定の大人との愛着関係をもとに、信頼感・安心感をもって過ごすことが大切です。保育者は、一人一人の子どもの視線や表情、身振り、言葉(喃語)などに愛情豊かに温かく受容的、応答的に関わることが大切です。3歳以降についても、保育者との信頼関係をもとに情緒が安定し、「楽しい」「おもしろい」「やってみたい」と様々なものに興味・関心をもち、自ら環境等に関わり、充実感や達成感が得られることが大切です。

保育者は、一人一人の子どもの存在そのものを認め、周りにも認められるように発信することや、一人一人の個性やよさを伸ばす言葉がけをすることが大切です。子どもの思いを受け止め、寄り添い、共感し、信じて任せる、待つといった関わりが、子どもの信頼感や安心感につながります。また、「もつとやってみたい」という意欲や「おもしろい」「なぜだろう」という好奇心を引き出すには、指示や命令、制限するような言葉がけではなく、子ども自身の考えが深まるように問いかけたり、誘いかけたり、提案したりする言葉がけが大切です。

(2) 主体性の尊重

① 主体的な生活

乳幼児期は、自分で食べられるようになる、自分で服を脱ぎ着できるようになるなど、生活の自立に向けた大切な時期でもあります。特に、1、2歳頃の子どもは、なんでも「自分で」とやってみようとして、できないから保育者がする、自分でできるから子どもがするのではなく、子ども自身が「自分でやってみたい」という思いがあれば、その思いを尊重し、見守ることが大切です。反対にできるけれどやってほしい時には、その思いを受け止め、手伝ったり、一緒にしたりすることも大切です。子どもの思いを大切にしてお互いに関わることで、主体性を尊重することにつながります。また、主体性を尊重することで、さらに自分でやってみようとする意欲が高まり、生活の自立へとつながっていきます。

② 主体的な遊び

乳幼児期は遊びを通して学んでいます。子どもは、学ぼうと思って遊ぶのではなく、興味や関心をもち、好奇心を働かせ、楽しい、おもしろいと感じて遊ぶのです。つまり、遊びは子どもの主体的な活

動とも言えます。

0歳から2歳頃は、初めてものと出会い、ものとじっくり関わり、ものを使って遊ぶようになります。自ら見たり、触れたり、感じたりして、繰り返しのものに関わることは、探究の原点とも言えます。そのためには、こどもの発達や興味・関心をもとに環境を整えることが大切です。

3歳以降も同様に、こどもがやってみたいと思うことを実現するために、こどもの興味や関心をもとに環境を整えます。そして、こどもが環境と関わり、遊びをつくり出し、友達とイメージを共有したり、話し合ったりして、さらに遊びを広げていきます。保育者は、こどもと一緒に遊びながら、こどもの思いに寄り添ったり、支えたりして関わります。何度も繰り返すことや、昨日、今日、明日と遊びがつながることは、こどもの学びを深めることにもなります。じっくりと探究し、考えたり、試したりするためには、ゆったりとした時間が不可欠です。

保育者は、専門職として一人一人の遊びのプロセスやその学びを見取ることも必要です。こどもの主体性も大切にしながら、保育者も一緒に遊びをつくり出す一人として、また、保育者としてのねらいや願いも含めて、主体性を発揮することが大切です。

③ 協働的な遊び

5、6歳頃には、こども同士で遊びを進めていく姿が見られるようになります。互いの思いや考えを伝え合い、友達の考えを聞いて、新たな考えを見つけたり、自分の思いに折り合いをつけたりしていくことが必要です。友達とのいざこざや葛藤も含めて、保育者が決めるのではなく、こども自身で考え、解決していくことが大切です。そのためには、まずは自分の思いを受け止めてもらい、認めてもらう体験を重ねること、つまり、主体性を尊重された体験が、友達の主体性を尊重することにつながっていきます。保育者は、一人一人の思いを聞き、受け止め、認め、支えるように関わり、一人一人の主体性を尊重することが大切です。

また、繰り返し遊ぶ中で友達と共通の目的に向かって、話し合ったり、協力したりすることも大切です。みんなで同じことをするというよりも、一人一人の思いや考えが尊重され、それぞれの主体性が発揮される中で、同じ方向や目標に向かっていることを協働と捉える必要があります。

行事については、こどもにとって必要なものか、こどもの興味や関心がいかにされ、主体的に楽しく活動できるようになっているかが重要です。日々の生活や遊びが行事に向けての準備だけに追われてしまうことのないよう、また、結果や出来栄だけが重視される、見せるための行事にならないようにしていくことが大切です。

(3) 土台となるからだところの育成

① 健康なからだの育ち

こどもの健やかな成長・発達には、食事、睡眠、排泄などの基本的な生活習慣の形成はとても重要です。中でも、食べることは生きることであると同時に、おいしく食べることは、楽しい活動のひとつでもあります。食は、からだだけでなく、こころの成長や豊かな人間性を育む基礎となります。毎日の食事はすべての基本とも言えます。十分な睡眠や早寝早起きなども含めて生活習慣の形成は、こどもが安心して眠れ、楽しく食事できる環境など、こどもの年齢にふさわしい生活のリズムを家庭と園が一緒につくっていくことが大切です。

園では、からだを動かすことが楽しい、気持ちがいよという体験をすることも大切です。そのためには、遊びの中で多様な動きが経験できるように、こどもがからだを動かしたくなるような環境を整えることや、こどもの興味・関心から楽しいと感じられる運動遊びを取り入れるようにすることが大切です。また、体力・運動能力には、年齢による差や個人差も大きいことから、発達に合わせた運動遊びを

することも重要です。

② 健やかなこころの育ち

こどもは生活や遊びの中で様々なことを体験し、学んでいます。美しいものに触れ、こころを動かし、イメージをふくらませることを通じて、豊かな感性やこころを育てています。そして、感じたことや考えたことを自分なりに表現したり、イメージしたものをつくったりして、表現することを楽しみます。保育者は、音、色、形、感触等を意識したいろいろな素材を準備し、こどもが触れたり、描いたり、つくったり、遊びに使ったりして楽しめるように環境を整えます。

また、様々な体験の中には、こども自身が好奇心、探究心を発揮し、試したり、工夫したりして主体的に活動を進めることで「楽しかった」「うまくいった」という充実感や達成感を味わうことができる体験と、「うまくいかない」「困った」という葛藤や挫折感を味わう体験があります。このような体験は、どうしたらよいか考え、工夫し、「もう一回やってみよう」とチャレンジするチャンスでもあります。保育者は、うまくいかないことや困ったことをチャンスと捉え、失敗しないように先回りするのではなく、見守り、あきらめずにチャレンジしようとするこどもの思いを支えることが大切です。「次はこうしてみよう」「こうしたらどうなるだろう」と何度も試行錯誤を繰り返すことで、さらに、充実感や達成感が得られ、自信にもつながります。

(4) 一人一人の発達に応じた支援

育ちのビジョンには、支援の必要なこどもを「他のこどもと異なる特別なこどもと考えるべきではなく、一人一人多様である育ちの中で個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要なこどもと捉えることが大事」とし、「線引きするのではなく、すべてのこどもの多様な育ちに応じた支援ニーズの中で捉えるべきである。また、心身の状況にかかわらずひとしく育ちを保障するためには、どのようなまわりの環境(社会)を整えるべきかという発想が重要である。」と示されています。このことを踏まえ、園は、一人一人の個性や多様性を尊重し、こどもをかけがいのない存在として認め、一人一人のこどもが安心して自己発揮できることが大切です。中でも、支援の必要なこどもには、一人一人の発達やニーズに合わせた丁寧な支援や配慮を行う必要があります。そのためには、担任以外の発達支援員の配置と連携、一人一人に合わせた支援、個別の支援計画の作成、環境の整備、関係機関との連携等を行うことが必要です。

本市では、医療や療育、教育等の専門職が園を巡回し、支援の必要なこどもの支援方法などについて助言をする「にじいろ個別支援システム」を実施しています。保育者は、巡回や研修等を通じて、発達や障害等への理解を深め、支援方法にいかしていくことが大切です。

また、支援の必要なこどもも一緒に過ごすインクルーシブな保育環境は、多様な人や価値観にふれる貴重な機会にもなります。一人一人の個性が尊重され、支援の必要なこどもも集団の一人として、必要な存在であることが認められるような集団をつくるのが大切です。そのために、保育者は、安心して過ごせるように、一人一人の個性や多様性を尊重し、肯定的に受け止めて関わることが大切です。

園には、発達支援コーディネーターを置き、中心となって、関係機関との連携や園内での共有を図って行くことが大切です。特に、切れ目なく、こどもの育ちや支援方法をつなぐため、就学先に個別の支援計画等を引き継ぐなど、一人一人に応じて対応することも重要です。また、家庭とも情報を共有し、周囲への理解を深めることも大切です。不安を抱えている親には、一緒に子育てをしていくパートナーとしてサポートしていく必要があります。

(5) 保育者の質の維持・向上

質の高い乳幼児教育を実践していくためには、保育者の質の維持・向上が重要です。そのためには研究会や研修会等の学びの機会が必要です。外部の研修会や公開保育等への参加はもとより、園内においても、ドキュメンテーション⁸などを活用し、保育者自身が実践を振り返り自己評価⁹し、保育者同士で日々のこどもの姿や保育を語り合う機会も必要です。保育者が互いの主体性を発揮し、語り合うことで、多様な見方や考え方に会い、質を高めることにつながります。また、研修会等で学んだことを園内に広めるためにも、リーダーとなる人材を育成する必要があります。経験年数に応じて計画的に育成を図る必要があることから、様々な研修会や研究会等への参加は重要です。

また、公開保育は、園における自己評価だけでなく、地域に園を開くことで、他者の評価の視点が入り、より効果的に質を高めることができます。

⁷保育者：保育士、幼稚園教諭、保育教諭を含め、園でこどもに関わっている人を総称して保育者とする

⁸ドキュメンテーション：こどもの言葉や姿、保育者の意図や遊びの中のこどもの育ちや学びを可視化し、保護者に発信したり、保育の振り返りに活用したりする記録。

⁹自己評価…保育の計画や記録等を通して、自らの保育実践を振り返ったり、保育者同士で話し合ったりすることで評価し、その専門性の向上や保育の質の確保・向上につなげる。「保育所保育指針 第1章総則 3保育の計画及び評価 (4)保育内容等の評価」参照

2 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校、中学校との連携・接続

(1) 学びを深める、学びをつなぐ連携活動

「第1章乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨 5国の動向 ③幼保小の架け橋プログラム」に示している通り、架け橋期(5歳児～小学校1年生の2年間を対象)にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全てのこどもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指し、園・校種を越えて連携・協働することが求められています。

つまり、5歳児と1年生の2年間を架け橋期と捉え、学びを深め、つなぐことが重要です。そのためにも、本市で取り組みをすすめている連携協力園校の5歳児と1年生による連携活動は、単なる交流ではなく、学びを深める、学びをつなぐ活動にしていく必要があります。5歳児と1年生が同じ目的に向かって一人一人が自己発揮しながら、自分の考えを伝え合ったり、一緒に活動したりすることで、多様な関わり方や体験が得られ、学びを深めることができます。保育者と教員も互いの保育・教育の違いを知り、理解を深めることとなります。そのために、こどもも保育者も教員も互いにに関わり合い、対話をすることが大切です。また、保育者と教員は、連携活動を通して、また、研修等を通して、こどもにどのように育ってほしいのか、何を学んでほしいのかを共有し、関わっていくことが大切です。その際には、育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を活用し、その育ちや学びを見取ることも大切です。

また、このような連携活動にしていくためには、日々の保育・教育の充実が重要です。連携活動は、特別な日ではなく、日々の保育や授業の延長線上にあると言えます。そのために、保育者と教員は、日々の保育や授業の充実を図ることが大切です。

(2) それぞれの学びの充実

小・中学校では、主体的・対話的・深い学びの実現に向け、「主体的な学び手」の育成に向けて「ワクワクする学びへ」をキャッチフレーズに、子ども自らが探究し、学び続ける授業を目指して取り組んでいます。（舞鶴市教育委員会「子ども自らが探究し学び続ける授業デザイン舞ラーニング Ver.2」より）

子ども自らが課題を見出し、見通しを立てながら探究し、ともに深め合い、振り返ることで学びを確かめ、さらなる課題に向かうために、次のようなこどもの姿を目指しています。

- ① 「これって不思議」「なぜ、どういうことかな？」と課題を見つけ【課題を設定する力】、「おもしろそう」「調べてみたい」と見通しをもつ【見通す力】
- ② 「分からないな」「どうやって調べよう」と個々で追及し【情報を活用する力】、「もしかしたらこうかな？」「みんなはどう思う？」と自分の考えをまとめ、と他者へと伝える【考えを形成する力・言葉の力】
- ③ 「こう考えた。その訳は～だからだよ」と自分の考えを伝え、「なるほど。その考えもいいね」と異なる考えに出会い、自分の考えが深まったり、新たな気づきが生まれたりする【反応する力】【対立やジレンマを克服する力】【新たな価値を創造する力】
- ④ 「よく分かった」と振り返り【振り返る力】、「もっと、やってみたい」「もし、こうだったらどうなるかな」と新たな課題を見つける【新たな課題を見出す力】

舞鶴市教育委員会「子ども自らが探究し学び続ける授業デザイン舞ラーニング Ver.2」より

子どもが本来持っている「自ら学ぶ力」が発揮できるよう、教師はよき「伴走者」となり、一人一人の学びを見取り、支援する「個別最適な学び」と、多様な他者とつなげ、学びを深める「協働的な学び」を進め、「主体的な学び手」を育成しています。

園では、本章「1 保育所・幼稚園・認定子ども園における質の高い乳幼児教育の充実」に示している保育を実施することが重要です。

そして、小学校・中学校が目指している「主体的な学び手」の育成と、本ビジョンが示す「育てたい子ども像や育てたい力、こころ」や基本理念の「主体性の育成」「自己を肯定するこころの育成」とは、方向性や考え方も含めてつながっています。それぞれの段階で充実が図られることが、連携や接続には不可欠です。

(3) 園・校種を越えた次世代育成

少子化により、家庭や地域で異年齢の子どもと触れ合う機会が減少していることから、親になっていく次世代の小・中学生にとって、乳幼児期の子どもと触れ合う機会は大変貴重です。自己を確立していく思春期の子どもにとって、乳幼児期の子どもに頼られることによって、必要とされる自分を意識することもでき、自己肯定感を高めることにもなります。また、乳幼児期の子どもにとっても、小・中学生と触れ合うことで憧れの気持ちや親近感を持つことができます。避難訓練、家庭科の授業等を通じて、小・中学生が園の子どもと触れ合い、交流する機会をつくることが大切です。

そのためには、中学校区ごとに園や小・中学校が、それぞれの立場や違いを越えて、普段から、地域の保育者・教員同士が交流し合い、合同の研修を受けるなど、互いの指導のあり方を学び、相互理解するよう取り組むことが大切です。

3 家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園との連携・協働

(1) 安心できる居場所としての家庭

家庭では、「第2章育てたいこども像、育てたい力、育てたいこころ2基本理念(2)自己を肯定するこころの育成」に示されている関わりが大切です。育ちのヴィジョンにおいても「乳幼児期の安定したアタッチメント(愛着)はこどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは遊びや体験などを通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、このような「安心と挑戦の循環」は将来的な自立に向けても重要な育ちの経験なのである。」としています。人への信頼感の土台となる愛着を形成し、こどもにとって、安心・安定できる居場所となることが重要です。

また、育ちのヴィジョンで示された理念のひとつに「子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの誕生、成長と一緒に喜び合える」とあります。このことから、こどもを真ん中にして、家庭も園も地域も互いにパートナーとして協力し合い、支え合っていくことが大切です。家庭では、地域や園の取組に参加したり、こどもの体験が豊かになるように舞鶴の海、山、川等の自然に触れる体験をしたりすることも大切です。

(2) つながり支え合う地域社会

本市の「人をつくり、地域を創造する生涯学習社会の推進～舞鶴版社会教育のあり方～」基本理念には「ゆるやかに人がつながる地域を目指して～あなたが輝く関心型社会～」とあります。「関心型社会」とは、「様々な人の関心・興味を介してつながる社会のこと」とあり、「人が成長し、つながりを創り出していくためには、一朝一夕にできるものではなく、幼い頃から意識して育成することが必要である。そのために、子どもたちは幼少期から成人世代と多く関わるなかで、様々なことを学び受け継ぎながら成長し、成人世代は自分より下の世代と積極的に関わるなかで、様々なことを伝えながら育てていく。その中で他者に関心をもつこと、また、関心や興味をもつものをきっかけに、人の出会いを生み出しながら、学び続け、ゆるやかにつながり、住民が生き生きと暮らすことができる地域社会を創り出していくことが重要である」としています

このことから、地域の人の温かいまなざしに見守られ、関わり合いながらこどもが育っていくことが重要です。地域と家庭、こどもと大人が世代を超えて、ゆるやかにつながり、支え合っていく地域社会を目指します。

<目指す地域のあり方>

1 ゆるやかに人がつながり、お互いを気にかけることができる地域

個人の価値観等を尊重しつつ、ゆるやかなつながりの中で、いざという時には助け合える関係を持つことが必要

2 子どもとともにつながることができる地域

次代の担い手である子どもや若者と繰り返し関わり、子ども、若者たちに夢や希望を芽生えさせることができるような環境が必要

3 一人ひとりの違いを理解し、つながることができる地域

すべての人が孤立することなく、安心して暮らしていけるよう、人の違いや文化の違いを理解し、共生していくことが重要

4 広い視野で、新たなつながりを創出できる地域

一つの自治会で解決できないことは、隣の自治会や市町、多様な団体など広域的なコミュニティ

で解決していくという補完が必要。また、市民が今まで培ってきた経験を活かし、新たな学びを地域に還元させるなど市民一人ひとりの力を借りていくことも必要
「人をつくり、地域を創造する生涯学習社会の推進～舞鶴版社会教育のあり方～」より

(3) 子育てのパートナーとしてのつながり

子どもを真ん中にして、家庭も園も子育ての主体として、互いにパートナーとして協力し合い、支え合っていくことが大切です。そのために、園と家庭、家庭と家庭とのつながりをつくっていくことが必要です。子どもの成長を喜び合う、子育ての悩みを聞くなどの日々のつながりや、保護者に園の取組に協力してもらうなどのつながりが大切です。こうした園と家庭や子ども同士のつながりをきっかけにしながら、保護者同士が子育ての悩みを共有し、互いに協力し合えるように支えていくことも大切です。

園は、地域の中にあり、子どもは地域の子どもでもあります。子ども、保護者、保育者、地域の人が関心型社会の一員として互いに認め合い、ゆるやかにつながっていくことが大切です。そのためには、地域の人に園の子どもや子育てに関心をもってもらえるように、ドキュメンテーション等で園の様子を発信したり、園の活動に協力してもらったりして、地域に開いていくことが大切です。また、子どもが、地域の人やもの、歴史、文化、自然と触れ合うことも大切な体験になります。身近な社会資源でもある様々な施設や農業・漁業・商業者等とつながり、多様な人や世代との交流も大切です。そして、園も地域の社会資源のひとつとして、地域の子どもや子育て家庭の居場所となるように目指します。

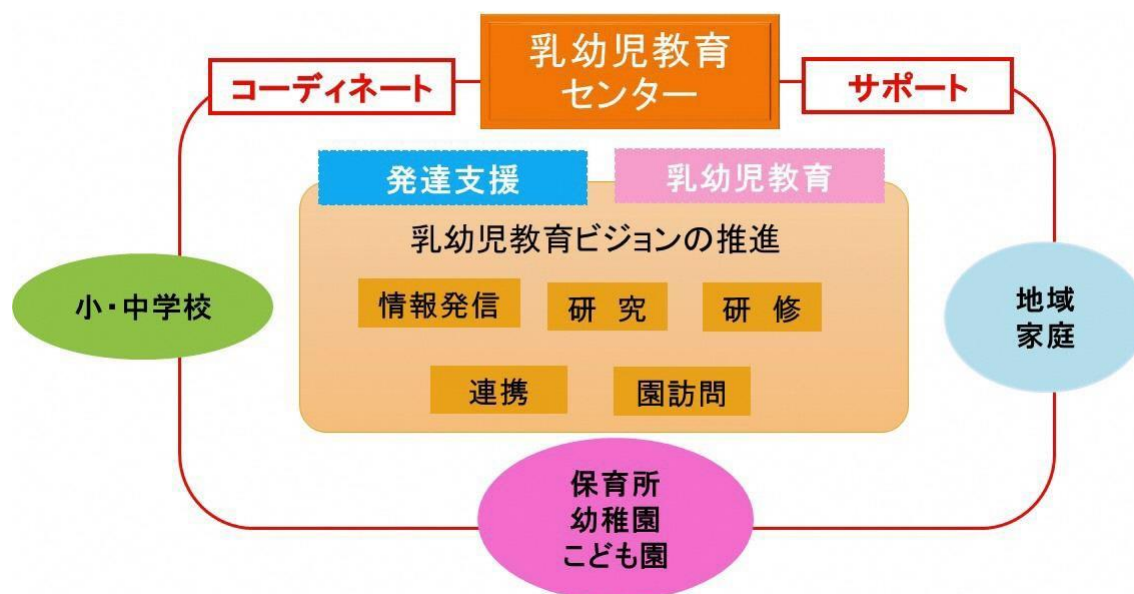
第4章 質の高い乳幼児教育の推進に向けて

1 乳幼児教育ビジョンを推進するための体制

本ビジョンに基づき、質の高い乳幼児教育を目指すためには、その担い手である保育所・幼稚園・認定こども園や、乳幼児期の育ちと学びをつなげていく小学校・中学校、そして、家庭や地域全体が、本ビジョンの趣旨等を共通理解し、互いにパートナーとして連携・協力を図っていくことが重要です。

(1) 乳幼児教育センターの役割

舞鶴市乳幼児教育センター(以下、「センター」という。)は、本ビジョンに基づき、質の高い乳幼児教育の推進を目指し、次のような役割を担います。当該センターでは、『乳幼児教育』『発達支援』の分野において、「情報発信」「研究」「研修」「連携」等に関する事業を企画・運営し、「コーディネート」「サポート」を行います。センターには、乳幼児教育や発達支援に関するコーディネーターや相談員等の専門職を置き、保育所・幼稚園・認定こども園向けの研修や家庭・地域・学校との連携・接続をサポートとし、相互の連携・調整等のコーディネートする役割を担います。



(2) 行政部署の連携

乳幼児教育センターの機能を十分に発揮させるため、保育所・幼稚園・認定こども園を所管する福祉部門と学校を所管する教育委員会との連携はもとより、こどもまんなか社会の実現に向け、保健、医療、社会教育や地域のコミュニティづくりなど関連する施策との連携の強化を図ります。そのために、こどもの健やかな育ちを支える各機関、保健センター、子育て支援基幹センター、こども総合相談センター等とも連携を強化します。

2 質の高い乳幼児教育の研修・研究

(1) 乳幼児教育の質の維持・向上研修

園における質の高い乳幼児教育を推進するためには、保育者の質の維持・向上が重要です。「保育者研修・育成指標」(資料〇)をもとに経験年数に応じて、乳幼児教育の質の維持・向上に向けた研修を実施し、公私、園・校種を越えて学び合うことを大切にします。

公開保育やドキュメンテーション研修を通して、自分の実践や自園の保育を振り返ることが自己評価につながり、質の維持・向上が期待できます。自己評価(※2)は、振り返りを通じた質の確保・向上が目的であり、課題や反省点ばかりあげるのではなく、こども理解につながり、保育が楽しくなることが大切です。保育者の保育をよくしたいという願いや思い、主体性を大切に、保育者同士で保育を語り合う研修を行います。また、園、小学校・中学校の保育者・教員等が、こどもの発達や互いの保育・教育の理解を深めるために共に学び合う研修も行い、公私、園・校種の枠を越えた同僚性も育みます。その他にも、「こどもの権利」「乳児保育・教育」「保幼小連携」「マネジメント」「食育」「発達支援」等に関する研修を実施し、乳幼児教育の質の維持・向上を目指します。

(2) 架け橋プログラムの研究

本市においては、2019年に「舞鶴市保幼小接続カリキュラム～まいつるカリキュラム015～」を策定し、0歳から15歳までの切れ目ない円滑な接続を目指してきました。カリキュラムに基づき、連携協力園校の5歳児と1年生が、年間を通じて連携活動を実施し、こども同士や保育者、教員が交流し、相互理解を深めています。この取組を継続し、さらに、学びが深まる、学びがつながる連携活動になるよう、連携協力園校のサポートをします。

また、各小学校では、乳幼児期の育ちと学びを意識したスタートカリキュラムを作成し、こどもが安心して、園での経験をいかしながら学べるような滑らかな接続を目指してきました。「第1章乳幼児教育ビジョン改訂の背景と趣旨5国の動向③幼保小の架け橋プログラム」に記載の通り、これまでの取り組みをいかしながら、架け橋期としての5歳児と1年生の2年間の保育・教育が充実するように研究を進めます。

3 保育所・幼稚園・認定こども園、家庭、地域との連携と情報発信

本市は、私立園が多く、それぞれ園の特色をいかした乳幼児教育が行われています。その特色をいかにしながら、さらなる乳幼児教育の質の維持・向上を目指し園内研修等のサポートを行ったり、公私立の園が連携を深められるように取り組んだりします。また、園と小学校、中学校との連携も進めます。

ビジョンの推進に向けて、シンポジウムや講演会・講座等を開催し、園や小学校・中学校の保育者・教員等のもとより、家庭・地域等の様々な分野の人々にその内容を発信し、共通理解を図ります。